

# 令和2年度第2回徳島県動物愛護推進協議会

令和3年3月18日（木）午後2時から

徳島県庁1104会議室

## 次 第

### 1 開会あいさつ

徳島県動物愛護管理センター 所長 中村 卓史

### 2 議 題

- (1) 令和2年度動物愛護管理実績報告について
- (2) 新規事業について
- (3) 災害時のペット対策ガイドライン改訂案について
- (4) その他報告事項

### 3 閉会あいさつ

徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課 課長 山本 晃久

# 配 席 図

県庁1104会議室

土橋委員		山口委員		宮本委員		渡部委員	
福田委員							スーザン マーサー 委員
榎本委員							豊實委員
谷委員							賀川委員
戎谷委員							齋藤委員
事務局 矢野	センター所長 中村		安全衛生課長 山本		事務局 魚住		

県民局・事務局	安全衛生課・県民局
---------	-----------

県民局	報道
-----	----

## 1 令和2年度動物愛護管理実績報告について

### (1) 令和2年度の動物愛護管理実績値について

数値については別添1のとおり。(※実績値は令和3年2月末現在)

#### ○猫の収容実績について

猫の収容頭数については、前年度より減少傾向。

野良猫に関する相談件数については、前年度までと同様、増加傾向にあるが、収容頭数減少の背景としては、TNR ボランティアによる協力、大規模な多頭飼育崩壊による引取りがなかったことが理由として挙げられる。

また、前年度まで警察を介した猫の収容が多かったが、警察を介した収容が大きく減少した。この減少背景としては、先般の改正法を受けて、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく猫の引取りの基準について、徳島県警本部宛てに文書通知したことによる影響と考察する。

今後の課題は、多頭飼育問題である。

多頭飼育問題については、市町村単位で動物愛護管理と社会福祉の両担当部局が連携し、事前に問題となりうる飼い主を把握し、繁殖制限のための不妊去勢手術を含む適正飼養管理の指導を行うことで、多頭飼育の予防対策としてのシステム構築が必要と考える。

#### ○犬の収容数について

野良犬収容については、最終的には前年度数と同等になる見込み。特定地域での野良犬への餌やり行為による繁殖に歯止めがかからない状況。

飼い主からの引取り依頼数は、依頼相談時の終生飼養の説諭等により、今年度は前年度に比較し、最終的には、約2割減少する見込み。

今後の一番の課題は、野犬及びエサやり問題である。外にいる野犬に対してのエサやりがあとを絶たないこと、河川敷等、通常の人を使って行う捕獲、及び捕獲檻での捕獲が困難な地域に野犬が残っており、適正飼養の普及啓発の他、対応策に苦慮しているのが現状である。

#### ○譲渡頭数について

収容した犬・猫の内、譲渡適正のある個体の譲渡率は、前年度比において犬では約2%増、猫では約14%増。

(2) 令和2年度クラウドファンディングの実績報告

県外への譲渡を促進するため、団体譲渡された犬猫のうち、県外譲渡に係る経費をクラウドファンディングを通じて募りました。

募集期間	令和2年8月28日から令和2年10月27日まで
目標額	1,250,000円
支援総額	1,302,000円
支援人数	105人
犬・猫譲渡頭数	456頭(県外譲渡数:131頭) ※令和3年2月末現在 519頭(県外譲渡数:132頭) ※令和元年度

(3) 現在の徳島県動物愛護管理推進計画及び進捗について

○計画期間

令和元年度から令和10年度まで10年間

○施策別取組み

- 1 連携、協働による施策の推進
- 2 飼い主責任の徹底と適正飼養の更なる推進  
【人と動物の調和社会の実現に向けて】
- 3 地域における取組みに対する支援
- 4 助けられる犬・猫の殺処分ゼロに向けての取組み  
【譲渡交流拠点施設「きずなの里」の活用】  
【県際間広域譲渡の拡大】【ボランティアとの協働】
- 5 学校における動物愛護の啓蒙啓発の推進
- 6 動物取扱業者等の社会的責任の明確化と指導
- 7 人と動物の共通感染症対策

○主な指標となる実績

a. 助けられる犬猫殺処分頭数

平成30年度	357頭
令和元年度	54頭
令和2年度	19頭(※2月末現在)
令和10年度	0頭(目標)

b. 助けられる犬猫譲渡及び返還頭数

平成30年度 譲渡数 314頭 (36%)  
返還頭数 196頭 (22%)

令和元年度 譲渡数 519頭 (67%)  
返還頭数 190頭 (24%)

令和2年度 譲渡数 456頭 (7.1%)  
返還頭数 151頭 (23%)

(※2月末現在)

令和10年度 助けられる犬猫の譲渡・返還頭数割合  
100% (目標)

c. マイクロチップ装着頭数

平成30年度 9,357頭

令和元年度 11,698頭

令和2年度 13,413頭 (※12月末現在)

(参考)

令和元年度 県内で販売・譲渡される犬猫の装着割合 約70%

令和10年度 県内で販売・譲渡される犬猫の装着割合100% (目標)

d. ボランティア登録人数 (延べ数)

平成30年度 165人

令和元年度 177人

令和2年度 (※2月末現在) 19.5人

令和10年度 320人 (目標)

(4) 今後の方針

徳島県においても、令和元年度から運用を開始した動物愛護推進計画について、基本指針の趣旨を考慮し、再度見直しを行っていくこととして、第1回動物愛護推進協議会にて検討していただきました。

しかし、再度検討を行った結果内容に大幅な見直しがないため、基本指針に示すとおり、令和7年度を目途として見直しを行うこととする。

年度	犬					猫					処分合計頭数(右側は助けられる犬の頭数)			
	捕獲頭数	引取り頭数	負傷収容頭数	返還頭数	譲渡頭数	処分合計頭数(右側は助けられる犬)	引取り頭数	負傷収容頭数	返還頭数	譲渡頭数		処分合計頭数(右側は助けられる猫)		
令和2(※)	354	360	7	146	297	276	18	51	5	159	161	1	437	19
令和元	406	522	13	174	344	425	37	53	16	175	327	17	752	54
平成30	575	497	9	190	243	640	230	26	6	71	222	127	862	357
平成29	517	465	18	171	259	617	224	40	0	59	256	174	873	398
平成28	649	396	26	165	296	567	303	40	4	141	329	263	896	566
平成27	689	455	27	161	358	652		46	16	249	837		1489	
平成26	847	456	28	196	321	814		37	12	81	786		1600	
平成25	1,090	471	39	150	187	1,263		49	10	31	1,027		2,290	
平成24	1,012	785	34	165	132	1,534		47	17	16	1,627		3,161	
平成23	1,336	684	37	134	135	1,788		59	19	17	1,427		3,215	
平成22	1,415	619	36	182	166	1,722		44	12	28	1,821		3,543	
平成21	1,579	797	44	151	181	2,088		50	20	17	2,123		4,211	
平成20	2,062	1,023	36	190	174	2,757		61	8	43	2,467		5,224	
平成19	2,218	1,304	47	162	162	3,245		59	12	42	2,772		6,017	
平成18	2,896	1,575	72	175	170	4,198		60	8	48	3,236		7,434	
平成17	2,754	1,986	55	122	102	4,571		34	10	37	3,168		7,739	
平成16	3,238	2,178	75	118	134	5,239		45	2	29	3,202		8,441	
平成15	4,350	2,389	70	137	101	6,571		67	3	9	3,692		10,263	

(別添1)

※令和2年度の実績については、2月末時点

## 2 新規事業について

### (1) 目的

県民への適正飼養の普及啓発による殺処分頭数削減を推進するため、適正飼養に関する専門的な知識・技術を持つ人材をアニマルケースワーカーを任命及び派遣し、地域における犬・猫に係る問題解決を図るための支援や市町村が実施する「飼い主のいない猫手術助成制度」等の実効性を高めていく。

さらには、アニマルケースワーカーを学校等にも派遣し、児童への紙芝居や読み聞かせなどを行い、次世代の情操教育に力を注ぎ、県民参加型の「人と動物がともに暮らせるとくしまづくり」を加速させるため、県としてコーディネート推進強化を図る。

### (2) 現場活動までの流れ

- ①県民より犬・猫に係る相談事案を県が受ける。
- ②相談事案の内容に応じて、県がアニマルケースワーカーに現場支援の依頼。
- ③アニマルケースワーカーは依頼のあった現場の対応を実施。
- ④年度末には、活動実績報告書を徳島県動物愛護管理センター所長宛てに提出。

アニマルケースワーカーは、県より依頼を受けた現場において活動し、県は活動実績報告書に応じて委託費を支払うものとする。

### (3) 活動内容

- ①犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養について住民の理解を深めること。
- ②住民に対し、飼い主のいない猫の繁殖防止手術を行うための捕獲や運搬、手術後の管理方法の支援すること。
- ③学校等に訪問し、児童への情操教育活動支援をすること。
- ④犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために県、市町村、協議会等が行う事業に協力すること。

### (4) 参考

(令和元年度) 猫に関する被害・苦情 1, 113件  
猫の引き取り頭数実績：526頭

### 3 災害時ペット対策ガイドラインの改定案について

#### (1) 改定の背景

本県では、東日本大震災後の平成24年9月に、国に先駆けて、「災害時のペット対策ガイドライン」を策定し、次の事項について体制整備等に努めてきた。

- ・ 市町村地域防災計画への動物の取扱いの位置づけ
- ・ 避難所へのペット同行避難の推進
- ・ 市町村避難場所におけるペットの受入体制の整備
- ・ 関係団体との連携による動物救護活動体制の整備

この結果、県内23市町村において地域防災計画に動物救護対策が明記された。

環境省では、平成28年の熊本地震における課題として、避難所でのペットの受け入れ体制や広域支援・受援体制が不十分として、本県を含めた全国数自治体で災害発生時の机上訓練を行い、これらを参考に、平成30年3月に「人とペットの災害対策ガイドライン」を策定した。

#### (2) 改正の趣旨

県内でペットの受入可能な避難場所がある市町村は、わずか11自治体に留まっており、災害に備えた体制整備が急務である。

この度、平成29年11月に環境省と共催で実施した「災害時のペット救護の広域連携モデル図上訓練」で得られた改善点や環境省ガイドラインに準拠し、より具体的に実効性のあるガイドラインとして見直すことで、市町村における体制整備の一助としたい。

#### (3) 改正の概要

- ・ 避難場所におけるペットの取扱いの具体化
- ・ 飼い主の平常時の準備及び災害時の行動の具体化
- ・ 県、市町村、関係団体及びボランティアの役割分担の明確化
- ・ 広域支援・受援に関する体制整備を追記
- ・ 参考様式の追加 等

#### (4) 今後のスケジュール

令和3年3月	徳島県動物愛護推進協議会での協議 市町村への照会
令和3年中	改定



## 徳島県動物愛護推進協議会設置要綱

### (目的)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、行政と県民が一体となって動物愛護管理行政の推進を図り、人と動物がともに暮らせるとくしまづくりを推進するため、徳島県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (活動内容)

第2条 協議会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 動物の愛護及び適正な飼養を推進するための協議。
- (2) 動物愛護推進員の委嘱の推進に関すること。
- (3) 動物愛護推進員の活動の支援に関すること。
- (4) 徳島県並びに市町村が実施する動物愛護管理業務に対する協力に関すること。
- (5) 災害時の動物救済対策に関すること。
- (6) 前(1)から(5)の推進等に必要な提言及び法第6条に規定により県が策定する動物愛護管理推進計画について必要な検討を行うこと。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

### (委員)

第3条 協議会は、委員14人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 動物愛護管理団体等
- (3) 行政
- (4) その他知事が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠のために委嘱された委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (役員)

第5条 協議会に会長を置き、会長は、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 第1条の目的を達成するために必要な施策等について意見を有する者は、その意見を述べたい旨を協議会に申し出ることができる。

5 会長は、前項の申出があったときには、委員の意見を聴き、申出の受諾の可否及び申出を受諾した場合における意見陳述の方法について、決定するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、徳島県動物愛護管理センターに置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年9月18日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、平成19年度中に公募した協議会員の期間は、平成21年3月31日までとする。

3 第5条の規定にかかわらず、平成19年度中に任命した委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

4 第3条の規定にかかわらず、平成23年度中に公募した協議会員の期間は、平成25年3月31日までとする。

5 第5条の規定にかかわらず、平成23年度中に任命した委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

6 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

7 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

8 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

9 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

動物の愛護及び管理に関する法律  
(昭和四十八年十月一日法律第百五号)

(動物愛護管理推進計画)

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画(以下「動物愛護管理推進計画」という。)を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
- 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備(国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。)に関する事項
- 五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(動物愛護推進員)

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること
- 三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

(協議会)

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行つている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

## 徳島県動物愛護推進協議会委員名簿

令和2年4月1日現在

区 分	氏 名	役 職 等	備 考
有識者	山口千津子	(公社)日本動物福祉協会 顧問	
	土橋 賢治	(公社)徳島県獣医師会 副会長	
	宮本 哲也	ヒトと動物の関係学会 会員	
動物愛護管理 団体等	渡部 奈美	徳島県愛玩動物協会 会長	
	スザン マーサー	特定非営利活動法人 HEART 代表	
	豊實 祐之	(学)野上学園 プレーメン愛犬専門学校	
	賀川 比路	ジャパンケネルクラブ 会員	
行政	齋藤 大輔	徳島県教育委員会 学校教育課 学力向上推進幹	
	福田 秀明	徳島市市民環境部市民環境政策課長	徳島市長会
	櫻本 高康	神山町住民課長	徳島県町村会
その他	谷 尚美	公募委員	
	戎谷佐知子	公募委員	

動物愛護管理センターへ寄せられている御意見・苦情等とその対応について

## 1 経緯

令和元年夏頃から、収容犬の処分等に関して、適正に業務を行っているにもかかわらず、SNS上に事実を誤認させる記事が複数回、継続して掲載されたことにより、その読者から、処分や当センター及び職員に対して抗議の電話及びメール等が多く寄せられている。

また、当時、動物愛護管理業務に携わっていた職員3名が刑事告発され、警察による事情聴取後、検察庁に調書等を送ったと聞いている。

今後、検察庁による判断（事件性なし等）が下される。

## 2 センター及び県の対応について

数多く寄せられる電話やメールについて、全てに対応することは困難であり、また一方的な抗議や誹謗中傷も多いことから、センターでは、次のような対応を行っている。

### ホームページへの掲載

- ・ 「徳島県動物愛護管理センターの取組みについて」とし、適正譲渡等のセンター方針を掲載
- ・ ボランティアとの協力事業（譲渡、啓発事業等）を随時掲載
- ・ 県目安箱に寄せられた御意見に対する回答の掲載
- ・ 収容、処分、譲渡等の実績を再掲載

### 電話対応

- ・ SNS上の誤った情報である。
- ・ 捜査事項であるため、警察の要請により一切お答えできません。

## 3 センターの取組み（ホームページ掲載文）

徳島県では、当センターに収容される飼い主のいない犬や猫を減らすため、また、放浪犬による危害を防止するため、関係団体や協力ボランティアと一丸となって、犬や猫の適正な飼養及び管理について、県民の皆様の理解が深まるよう様々な事業に取り組んでおります。

現在、当センターへの御批判がSNS上にありますが、センターではより一層、適正な譲渡と適正な飼養管理の啓発に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。